

第六十一回国 参議院 社会労働委員会 會議録第二十四号

昭和四十四年六月十七日(火曜日)
午後一時三十六分開会

委員の異動

六月十六日

辞任

上田 哲君

補欠選任

阿具根 登君

六月十七日

辞任

大森 創造君

補欠選任

藤原 道子君

出席者は左のとおり。

委員長 吉田忠三郎君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
大橋 和孝君
上林繁次郎君

委員

黒木 利克君
高田 浩運君
徳永 正利君
山崎 五郎君
山下 春江君
山本 杉君
阿具根 登君
小野 明君
中村 英男君
藤原 道子君
波谷 邦彦君
中沢伊登子君

國務大臣

厚生大臣 齋藤 昇君

政府委員

厚生政務次官 栗山 秀君
厚生省医務局長 松尾 正雄君
厚生省業務局長 坂元貞一郎君
厚生省援護局長 実本 博次君
事務局側
常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○出産手当法案(藤原道子君外一名発議)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度等に関する調査(血液に関する件)

○委員長(吉田忠三郎君) たいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十六日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として阿具根登君が選任されました。
また、本日、大森創造君が委員を辞任され、その補欠として藤原道子君が選任されました。

○委員長(吉田忠三郎君) まず、出産手当法案(参第三号)を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の御発言を求めます。
先ほど理事会の協議事項を申し上げたときに、私からも申し上げておるとおり、これはきょうから質疑するので、委員長とともに質疑者も十分勉強して—勉強ということはおこがましいですけども、調査資料を収集する時間を与えます。したがって、きょうは出産手当法案については質疑

に入った、こういうことを委員長は確認いたしました。別に発言がなければ、本案はこの程度にとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○大橋和孝君 それでは、いまの法律案に対しては、御伺いするわけでありませんが、太平洋戦争が終わりましてもう二十四年余りになっておりますが、まだ戦後処理というふうな問題が残されておるわけでありませんが、今後これをどういうふうな解決をなさいますか、政府の基本方針を先に伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(実本博次君) 今次の太平洋戦争におきます戦争犠牲者の中で、国と一定の身分関係にありましたが、軍人、軍属、あるいは総動員法関係によりまして、法律上の強制命令を受けて部署についた動員学徒等の準軍属の方々の犠牲者につきましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、あるいは恩給法を中心といたしまして、その処遇をしてまいっております。もうすでに二十四年余り経過しております今日、まだそういう人たちの処遇についてさらに検討を要する問題もございますので、この人たちの未処遇の問題を中心といたしまして、どういうふうな処理すべきかということで、厚生大臣の事実上の諮問機関であります援護問題懇談会と

いうものを一昨年から設けて、そこいろいろな意見を求めておりました。昨年、その懇談会から、一応中間のご意見ですが、意見の提出がございました。それに基づきまして、未処遇の問題、援護法を中心とした問題を処置してまいっております。本国会におはかり申し上げて

おります援護法の一部改正案も、そういう答申から得ました未処遇問題の解決の一端といたしまして、御提案申し上げたわけでございます。なお、その残余の問題につきましても、懇談会の報告が出てまいることになっております。そういうものを踏まえまして、最終的な処理を行なうてまいりたいと、こういうふうなことで進んでおるわけでございます。

○大橋和孝君 基本的な考え方は、そうすると、懇談会の意見によつてということでありましようが、しかし、この処理の問題が非常に複雑なままにされておりました、毎年毎年改正されながら、何と申しますか、こう兼はり式なことで過ぎてきておる。この基本的な方針の中には、どこまでのものを含めるかということも十分掘り下げて考えてもらわないと、不公平が残るであらうし、いろいろの問題が起つてくるわけでありましよう。この基本方針を立てるに当たっては、もちろん懇談会の報告もさることながら、特に、落ちこぼれないように、基本的なところでやるということも明確にひとつ討議を進めらるべきではないか、こういうふうな考え方を進めたい。いま、おっしゃいました戦傷病者戦没者遺族等の援護の問題に関する懇談会、これがつくられました。この報告及び今後の状況について二、三、三、三と伺つてみたいと思ひます。

これは結論が出た問題で今回の改正案の中に取り入れられたもの、それからまた結論は出たけれども改善することの必要でないもの、あるいはまた、行政措置によつて、法律以外で解決できるもの、あるいはまた、今後これらの再検討を要するもの、こういうふうなものにいろいろ分けられると思ひますが、そういうものが一体どういうふうにして処理されて、どういうふうなものか、どういふふうなやつかということがあれば、そ

す。

○國務大臣(斎藤實君) 戦争犠牲者の未処遇の問題をいつまで片づけるか、次から次と新しい問題が出てまいりまして、これはやはり日本の経済の成長発展に伴って、いままではそこまではがまんしてもらってやってよかつたじゃないかという程度のもので、そうではないということに、日本全体が変わってくるのですから、そういうことになってくるのだと思うわけでございますが、まあ考えられる問題、たゞいま援護局長から申し上げましたそれらの点につきましては、できるだけ早く解決をいたしてまいりたい。一般の戦争被害者の問題と関連をいたしまして、援護局だけでは処理できない問題もあらうと思ひますが、関係省とも連絡を密にいたしまして、いつまでも戦争問題の未処遇の問題あるいは戦争被害の問題を延引さしておくわけにはまいらぬと、かように考えおる次第でございます。

○徳永正利君 委員長のお許しを得まして私は二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

その前に、いま大橋さんの御質問の中に出てきた問題でございますが、懇談会の結論を得て、あるいは懇談会にどういふふうな御相談なさつておるのか、あるいは懇談会というのがいつまでこれを続けておやりになる気なのか、まずその辺をお伺いしたいと思ひます。

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕

○理事(大橋和孝君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(大橋和孝君) 速記をつけてください。

○政府委員(実本博次君) 援護問題懇談会の性格でございますが、これはあくまで戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象として、どういふ人をさらにつけ加えるべきかということを諮問いたしてあります。そのほかに、現在、援護法の中で処遇いたしてあります人たちの適用条件の緩和、たとえば傷害年金の支給の対象の範囲をいたしまして第三款まで援護法では支給をいたしてありますが、それを第四、第五款まで広げるべきであるかな

いかというふうな適用条件の緩和という問題、それからいま処遇をいたしております、たとえば年金の支給額を増額する、処遇の改善の問題、そういうふうな問題を類型別にいたしまして諮問をいたすことになっております。援護法で見ると縁のない、たとえば先ほど申し上げましたような軍人軍属というふうな、それが国との間での身分関係のない者、あるいは動員学徒のように、総動員法の協力命令によって法律上強制された犠牲者でない者、この戦争犠牲者の問題、そういう人たちの問題については、この問題懇談会にはもちろん荷が勝つていてお申しますか、そういうものにならざる限りお申せないので、そういう問題につきましては一切諮問いたしておりませんので、あくまで援護法の処遇を中心にして、いまのようないふ観点から意見を聞いておるわけでござい

これにつきまして、いつまで一体やるのかというふうなお話でございますが、これは大体先ほど申し上げましたように、十五項目についての意見をいただいております。あと残すところ三、四項目、数項目でございますが、なお相当いろいろ重要な問題がそれ以上にあるというふうなことであります。存続してまいりたいと思つております。いまの見通しでは、いまお願ひしております数項目の御意見がいただければ、当分、ここ二、三年の間は、一応そのいたされた意見の処理に没頭してまいりたい、かように考えておりますので、そういうふうな考え方で進んでいきたい。

○徳永正利君 いま援護局長はたいへんなことを言いました。私はびっくりしているんですが、十五項目か、何項目か知りませんが、数項目にわたる諮問をした——諮問ですか、相談ですか知りませんが、とにかく御意見を聞く、これを出してらうと、あと二、三年はその整理で用事はないだらう、だからまたさらさらいろいろなところで問題が出てくれば、またそれはそのときのことだというようなことをおっしゃる。一体、援護法の対象は

どういふものが対象であるかということ、私に説明するまでもなく、援護局長は百も承知しておられる。それを答申をもらつてから二年なり、三年なり、その整理の期間を置まして十分検討いたしますなどということ、これはまことに思つてのほかにございまして、答申なり、あるいは御相談の結論が出たら、それをいかにこれを早く処理するか。あしたにでも死んでいく遺族、あるいは傷痍者、年寄りばかりです。そういう者にどうして一日でも早くやるといふ態度をお示しにならないのか。これはひとつ政務次官から、大臣のかわりに御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(粟山秀君) 徳永先生のおっしゃることはごもつとも、局長のことが十分でなかつたのでそのような思いを先生にお抱かせたことは、たいへん恐縮に存じます。もちろん懇談会から意見をいただきましたら、早急にその実現をはかるべきであると思ひますし、そういう思ひます覚悟でございます。

○徳永正利君 ひとつお帰りになりましたら局長によく大臣の、政務次官の意思を伝えてそのように処理していただきたいと思ひます。

それから、懇談会に、あるいは審議会等に諮問されるに、どうも、お役所では、これを隠れみのにされていることが多いわけなんです。これはどうも、支持団体なり、あるいは要求団体なり、利害関係団体は非常にやましいけれども、これはあなたの方のところが結論で、これは無理だと言つてもらえば、私も逃げろの都合がいいからというふうな諮問をされたのでは、これはもうまことにたいへんなことございまして、厚生省が懇談会に諮問されるには、こういう問題はずいぶんやういふ、関係団体がこういうことを要望して、しかも、若い先短い、あるいは傷を受けた人たちは、こういうことを要望しているんだということを言つて、少しでもそれが促進になるような御相談をしてもらいたい。これは、この援護懇談会ばかりではございませんけれど

も、その点は十分御注意をいただきたいと存じます。

それから、この援護法の質問となりますと、皆さん同じようなことはかりでございます。私は、大橋先生とほとんど重複するのではないかと申して心配してまいりましたが、途中で大橋先生がおやめになりましたから、私がこの質問を続けたと思ひますが、職務に関連して、なくなつていった方々の遺族に対する処遇でございますが、これは私が申し上げるまでもなく、日華事変当時に、内地におられた方については何ら処遇をされてないわけですから、これのいわゆる特例扶助料というものの発祥のものを考え方というものは、援護局長もよく御存じと思ひますけれども、だんだんと日本も戦争が苛烈になつていく、そうして徴兵なりあるいは召集をした方々が必ずしも昔のやうに五体が頑健なものである人ばかりではなくなる。だからその恩給法の適用、あるいは援護法の適用等については、そういうときを十分考慮して、その時期がいつごろであつたらうか、サイパン陥落という一つの線を引いたこともございまして、あるいはだんだんとそういうやうな一時的な制限を加えて、特例法というものができ上がったのです。ところが、いま振り返つて考えてみますと、少なくとも、職務に關連してなくなつた者でございまして、そういう時期的なものも、正式な名前。日華事変当時にもかかかつてこの特例法を適用すべきである、また適用していただきたいという大方の意見があるわけなんです。しかも当時の人間というものはどのくらいおりますか、わずかなものだらうと思ひます。予算面についていしても、金の問題はともかくとして、もの考へ方としてそういうことは私は当然であると思ひますが、厚生当局の御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(実本博次君) お話のように、特例の公務扶助料、あるいは特例の遺族年金につきましては、太平洋戦争の特殊事情を考慮いたしましたし

て、特にその末期におきましては、非常なる弱兵を召集したというようなこともございまして、内地で勤務に関連してなくなられた方々につきましての特例年金制度を、先生のお話のような趣旨で設けられたわけでございます。その設けられまして理由につきましては、特に先ほど先生も御指摘ございましたように、太平洋戦争の末期におきます特殊事情ということが、一番大きなこの制度の眼目になっておりますので、これを支那事変まで、日華事変までさかのぼり適用するという問題につきましては、従来そのころ勝ちいくまでであったという関係から、そう大した弱兵は無理してとっていない、したがって、そこまで勤務関連を考

をしては、だからその当時のものは、一応恩給審議会等においては、そういうことをやるのは適当でないという結論が出ているということをおっしゃりたいと思います。また事実をうおつておっしゃると思うのですが、しかし、いまの現状から考えてみて、現在から考えてみて、当時ほんとうに職務に関連した、自分たちが命令に従っているような作業をやっておつたり何なりしたときの原因で病氣になったというようにございまして、この点はひとつ、恩給法で手がつかぬものならば、援護法で何とかひとつもう一べんお考え直しをいただきたいと思っております。

考え方いたしました。これは衆参両院で、昨年もいろいろ御決議をいたしておる問題でもございまして、少なくとも太平洋戦争が始まりましたころ、あるいはとにかく満州自体が非常に緊急な事態に置かれたという態勢、そこまですかかのぼつてのものをとつてみようかというふうな点で検討をいたしておる次第でございまして。八月八日以前はすっかり全部とおつたり意味からいいますが、やはり以後にございまして、やはり満州それ自体が、いろいろ事変当時と日ソ開戦当時の間では、ずいぶん差がございまして、ございまして、その辺は、いま私が申し上げたような時点を考え、整理をしてみたらどうかというふうなことを考えておるところでございまして。

ますか。
○政府委員(粟山秀吉) 答申のほうで、しなさいというふうな結論ができません、やろうと思えばやれるわけでございまして。
○徳永正利君 それは当然なことなんです。懇談会に御相談なさるといのは、政府としてもどうもいい知恵がないと、だからひとつ知恵を貸してくれという問題について御相談をなさるのであれば、当然これはやるべきであると思われ、これは、何も懇談会に御相談なさる必要はないと思っております。ですから、あまり懇談会懇談会とおっしゃらなくて、腹をきめておやりいただきたいということをお願いをするわけでございまして。
それから、今度の改正案を見ますと、弔慰金の受給のことでございまして、昭和四十年の四月一日以降、遺族援護法による弔慰金の受給者が失権した場合には特例弔慰金を支給したらどうか、またすべきじやなからうか、これは大して私は法律的に意味のある議論じやないと思っております。この点はどうかお考えかひとつお聞かせいただきたいと思っております。

この問題につきましても、もちろん軍人の方々が中心の措置でございまして、恩給の問題といたしまして、例の恩給制度審議会の答申にも、この問題の取り扱いについて意見が出てまいっております。それによりまして、現行の措置で適当であるというふうなことが出てまいっております。けれども、先ほど先生ちよつとお触れになったかと思ひますが、遺族援護法のほうでは、例の四条二項というものがございまして、いわゆる事変地におきましても、公務でないものを公務とみなして年金の適用範囲に加えるというふうな特殊の措置がございまして、そういう点も考慮しながら、また、一つには、やはりこれはあくまで軍人に関する問題でもございまして、恩給局とも相談いたしまして、そういう面での検討を続けてまいりたい、かように考えております。

それから満州開拓青年義勇隊員のことでもございまして、これはまあ若い青年たちが内原道場に集めて送り出した。当時の知事さんの話を聞くと、も、むしろいまでいえば少年ですが、青少年を集めて送り出した。当時の知事さんの話を聞くと、いやあ、わしは確かに先頭に立つて満州開拓に行けといつてすすめて送り出したことをよう覚えていいるが、あの人たちはどうなつたのだろうかというのをよくおっしゃいます。これは昭和四十四年の十二月二十四日、私が言うまでもなく、厚生省ではおわかりかと思いますが、満州開拓民に関する根本方策に関する件として閣議決定しております。一つの国策でございまして、その国策に沿つて出て行つた。ところが昭和二十年の八月八日にソ連が満州に攻めてきた、それ以後のものはいくらもなめんどろみろみろけれども、それ以前のものはいくらも別だとおっしゃつて今日までおつたりおつたりでございます。これは何としまして私は納得ができません。ひとつこの点は援護懇談会にも御諮問になっておるかもわかりませんが、どういふふうにお考えか、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(美本博次君) 懇談会で意見をまとめらうとておるところでございまして、厚生省の考え方もございまして、これは政府が答申を出してまいり次第、その線でも措置したいと、かように考えております。直ちに申しますのは、来年度の予算以降の問題になります、直ちに措置をいたしたいと考えております。

○徳永正利君 私は、その筋合いはおかしい筋合いだと思ひます。改正された時点で、今度改正されればその時点でございまして、その次に改正されればその次におつたりなる、何も二十五年で竹みたい節をおつたりなる必要はないじやないか、これは一べんお考え直しをいただきたいと思

○徳永正利君 まあおつたりしたいことは、支那事変のころは兵隊に合格、入隊したのもみんな五体も元気であるし、また、当時は、陸軍なり、海軍なりあるいはその他のりっぱな組織が厳然としておつて、少しぐらいの病氣ぐらいなんというものは手当てもい、また、もしも何か疑問のある点は抜かりなく富国強兵の時代でありますから手当て

○政府委員(美本博次君) 懇談会で意見をまとめらうとておるところでございまして、厚生省の考え方もございまして、これは政府が答申を出してまいり次第、その線でも措置したいと、かように考えております。直ちに申しますのは、来年度の予算以降の問題になります、直ちに措置をいたしたいと考えております。

○徳永正利君 私は、その筋合いはおかしい筋合いだと思ひます。改正された時点で、今度改正されればその時点でございまして、その次に改正されればその次におつたりなる、何も二十五年で竹みたい節をおつたりなる必要はないじやないか、これは一べんお考え直しをいただきたいと思

○政府委員(美本博次君) お尋ねの特別弔慰金の支給の關係でございまして、これは先生も御承知のように、戦後二十年を経過したという意味で、いわばそのめんどとして記念と申しますか、そういう折り目切れ目を出した、そういう時点で弔慰金の支給をしたということもございまして、おつたりなるような事務的な理由と申しますか、そういうものではございませぬ。したがって、これはまたたとえば終戦二十五周年とかあるいは三十周年とかというふうな折り目切れ目の時点で考えていくべき筋合ひのもの、かように考えておる次第でございまして。

あいろいろな考えが実はあるわけなんです。「海行かば水漬く屍山行かば草生す屍」と、当時行った者は、自分のかばねは海のもくずとなり、荒野にさらすんだと言ってみんな出ていったんだから、あれは持ってこぬでよろしいと言った人々もありません。しかし、おおむね、日本の多くの人間は、まあ自分の肉親の遺骨をせめて——から箱ばかり帰ってきたんだから、というところなんです。ですから、この遺骨の収集はまあ意欲的にやっていたらいいと思いますけれども、報道されるところによりまして、いろいろなところに散らかされていっているというところがたくさん耳に入るわけでございます。これは陸上にある遺骨と、あるいは海の中にある遺骨とを問わず、できる限りは私はこれは国の責任によってやるべきだと思います。今度まあ「陸奥」を最近おやりになるようにございまして、けっこうなことだと思います。ですから、これも全部のものをやれと言ったって、二千メートルの下に沈んでいるものはどうこうならいませぬけれども、まず調査をして、そしてやるだけの努力はひとつやっていたらいいと思います。その御決意を承りたいと思います。

○政府委員(美本博次君) 遺骨収集の問題につきましては、二百十万人に及びます海外の戦没者の、多数にのぼっておりますこの大東亜戦争の犠牲者のうちの最も痛ましい傷あとの始末の問題でございますので、もう厚生省といたしましては、鋭意そういう水づくかばね、それから草むすかばねを問わず、内地にあたかくお迎えをして、御遺族のお手元に届けたいということである。いろいろ苦心いたしておるところでございます。この問題につきましては、特に四十二年度からそういう計画的に、主要戦域につきまして遺骨収集の政府派遣団を派遣いたしました収集に当たっておりますところでございますが、ことしもやはり三年連続の、一番戦没者の多かったフィリピンに送り込むことにもなっておりますし、それから東ニューギニアのほう、これはまだあまり手をつけておりませんが、これから向こうにも参ることに

なっております。それから硫黄島のほうは、これももう内地、わが国になりましたものから、これも目下出かけてまいっております。本格的に収集をいたしておりますところでございます。まあそういうふうには、できます限りの努力をいたしまして、早く遺骨収集に終止符を打ちたいと考えておる次第でございます。

なお、その海没の戦没者の問題でございますが、これは日本近海と外国の領海におきます場合だいたい違わけてございまして、日本近海におきます場合は、御指摘の「陸奥」のケースを残しまして、ほとんどサルベージの可能なところについては概したしております。ただやはり、水深五十メートル以上で外洋なり潮の流れのはなはだしいところには、とてもまだそういう手が技術的に伸びませんものから、それにつきましては、場所、それからそういう沈みました船の調査資料収集ということを、いま鋭意やっておりますところでございます。まあ外国の領域内に沈んでおります艦船につきましては、これはなかなか問題が相当複雑でございますので、まあ、これもしかし場所とか、それから船名とかというものの調査は、外国の官憲にも依頼して、こちらの持っております資料も突き合わせながら、まずそういう調査を開始いたしておりますところでございます。いずれにいたしましても早くこういう問題につきまして終止符を打つべく、鋭意努力いたしておりますので、いましばらくお待ちを願います。

○徳永正利君 私は、あと三問お尋ねいたしました質問を終わりたいと思っておりますが、いまの遺骨の問題も、たとえばオーストラリアではカウラにみんなお墓を集めておりますね。あれはソ連なんかも一カ所に集めて——これは私の思いつきと云ってはあれでございますけれども、御相談なさって、お墓参りにも行けるように、広い土地でございましてから同じところに集めてもらうようなことはできぬものだろうかというふうな考えておりますが、これはまあ御検討いただきたいと思っております。

それから沖繩の、一家全滅で、いわゆる一家眷族がおらぬという全滅の家族のうちがあるわけですね。いま行ってみても、もうだいたなくなりましたけれども、当時は一家全滅のうちで親戚も何もほとんどないうちがあるわけでありまして、こういう方々に対する国は何かやっぱりお祭りがさきやかでもしてくれという意思は、私は意思表示をしてもいいと思っております。こういうようなことを考えていただくことございせんか。

○政府委員(美本博次君) あと沖繩の問題でございますが、これはまあ総理府の特連局でございまして、おっしゃるようには、一家全滅でだれも見取り手がないうことで、市町村長の計らいとか、あるいは沖繩の遺族会の計らいで、そういう方々の菩提が弔われておるといふケースが多々ございまして、そういうお世話をお願いしているところには何かやはり国としてのお手伝いのできる——当然国がすべき問題でございまして、まあ現在そういうところでもそういう措置をとっていただいているというように、何かさきをしておいてはどうかというように、特連局とも寄り寄り話をしているところでございます。

それから最初のお話の、激戦地その他戦没者がたくさん出ました海外の重要地点に慰霊塔なりあるいは記念碑を建てて、遺族の戦跡訪問に便利ならしめよというお話でございまして、まことにこれもともございまして、その問題につきましては、やはり遺骨収集の推進と待ちまして、要所要所にはそういう碑を立てまして、慰霊の誠を示したいと考えておりますので、またいろいろお知恵を拝借させていただきたいと思っております。

いま未帰還者の現状はどうなっておりますか、また、あるとすれば、国別にどういふところからまだお帰りになってないか。また、厚生省は、もしもそういう人がいまおられるとすれば、どういふふうなことをいまやっつけてらっしゃるのか、その促進です。それをひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(美本博次君) 昭和四十四年の三月一日現在の海外の未帰還者は、全部で四千三百四十六人となっております。その方々の地域別の分布でございまして、ソ連地域におきまして四百十名、それから中共地区、主として旧満州でございまして、それが三千四百八十七名、それから北朝鮮地域におきまして百三十四名、それから南方その他の地域におきまして三百十五名、そういうふうな地域分布になってございまして、大部分が中共地区におられる方々でございまして、こういう方々に対しましては、鋭意調査究明の努力を続けたいと思っております。鋭意調査究明の努力を続けたいと思っております。過去七年以内に生存している資料が関係者の手紙とかなんとかいいうようなことで、生存資料のあるものが千八百五十三名ということでございまして、その四千三百四十六名の差の方々は、全然そういう過去七年以内に生存資料がない。したがって、諸般の状況から見まして、生存の希望が持たないというふうな状態の未帰還者の現況でございまして、こういう方々に対しましては、未帰還者の留守家族の方々とよく連絡をとりまして、そして、例の未帰還者特別措置法によりまして死亡宣告をするものについてはそういう御相談をしますが、なお、そういうことで生存資料があるというさきさきの千八百五十三名につきましては、これは個々のそういう方々の調査と申しますが、究明を、国内的にはもちろんのことでございますが、当該外国の、国交のある国は、もちろん政府同士で、国交のない国につきましては、いろいろ日赤その他の民間ルートによりまして、そういう人たちの最終的な措置をきめるように交渉を行なっております次第でございまして、そ

ういう国交のある国につきましての場合にはさるこ
とながら、国交のない国におきまして、特に満州
關係が非常に多うございますので、この問題につ
きましては、やはり外交上の大きな条件が横た
わっておりますから、なかなか調査究明にはひま
どり、あるいは障害が大きうございますので、厚
生省といたしましても、その点につきましても、
大きくそういうものの条件の好転するのを待つて
最終的措置をしたい。しかし、それまではやはり
どうしても留守家族の心情を考えまして、たとえ
クモの糸のような細い糸でも、つかめるものはつ
かめるように、調査究明の努力を続けてまいら
うということでございます。

○徳永正利君 千八百五十三名は生存資料が過去
七年以内であったことがわかったということござ
います。これは日本の国に帰りたい人、中には
中にはおるかも知れませんが、これはほとんど
全部連絡がついて、この中でどれくらい一日でも
早く家に帰りたいという意思表示をしておられ
るというふうな人がおるかかりますか。

○政府委員(実本博次君) これは先生のお話のよ
うに、向こうのほうで帰りたいという意思を表示
される方と、それからこちらのほうで帰ってら
いたくないという意向をもちられる留守家族の方
と、この千八百何名のうちにはいろいろケース
ケースによりまして違ったものがおられます。その
ケースの総数は、詳細な数をいまちょっとここに
持ち合わせがございませんが、私の記憶では、向
こうにおられる方の半分くらいはもういまや向こ
うにいたいのだが、一時的に里帰りし申します
か、一時的にこちらへちょっとお父なり何なり
の顔を見に帰りたいというふうな意味の帰還意思
を持っていらっしゃる方が半数以上だと記憶いたし
ております。こちらのほうの留守家族の中でも、
その程度の受け入れの意図はありましても、べつ
たり帰ってこれられるということの何か受け入れ意
欲というものが無いものもある程度ございまし
て、その辺のところは非常にむずかしい実態に置
かれておるようでございますので、そこをわれわ

れのほうといたしましては調整してまいらる。これ
はやはり未帰還者の留守家族のほうの受け入れ態
度ははっきりいたしませんと、あまりしやにむに
未帰還者を帰すかっこうで努力をいたしまして
も、そこが一番大きな問題でございますので、わ
れわれのほうの未帰還者調査の問題につきま
して、いまの一つの重点は、こちらの留守家族の方
々としまして、個々に徹底して真意を確めてまい
って措置したい、かように考えております。

○徳永正利君 私は、ちょっといまお聞きした
けでは、逆ではないかという気がするのです。二
十四年も五年も異国の地にあってですよ、帰ら
ないと言ふ人を何とか帰す、この意思を優先す
るといふのが当然のことじゃないかと思うのです。
ここのほうで、親戚がどう言ったから、留守家
族がどう言ったからというふうなことで、ちよつ
と待つてくれなれどというのには言語道断の語と思
うのです。この辺のことは、世の中は広いのでい
ろいろあるでしょうが、また詳しく一べん御説明
を伺いたいと思ひます。

それから最後に、いろいろ厚生省も御心配いた
だいて、いろいろ異議の申し立てであるとかある
いは不服の申請というふうなことをやって援護審
査会である調査になった。この問題を最後に
私は質問を終わりたいと思ひますが、聞くところ
によると、現在月に一回しか審査会をやつてら
しやらない。月に一回という、一年に十二回に
まわつておられるのですが、先ほども援護局長言わ
れましたように、もう半分以上が七十歳以上にな
つておられる。古い先も実は短いのです。です
からこういうものは、もう少し意欲的にひとつ解
決してやるといふ姿勢なり、あるいは促進はされぬ
ものでございませうか。

りなのか。それをお聞きいたしまして、私の質問
を終わりたいと思ひます。

○政府委員(実本博次君) 援護審査会の回数で
ございませうが、御指摘のように、月に一回、年
に十回ということをやつておられますが、その援
護審査会にかかります案件と申しますのは、異議
の申し立てのケース、それからそのほかに、御承
知のように、事実上の父母というふうな制度を設
けましたが、その事実上の父母であるかどうかの
判定を審査会の議にかけておることでございます
ので、その二種類のものが審査会にかかって
まいります。最近審査会が非常にふくそうして
おりますのは、この事実上の父母が設けられま
して以降、この事実上の父母の判定の機能を営
むために非常によくおつておられて、本来の不服
申し立ての処理の關係のほうに影響が出てまい
つておる、こういうことでございます。われわれの
ほうといたしましては、厚生大臣側といたしまして
は、なるべくこの回数を、やはり先生のおっしゃ
るように、少なくとも月に二回ぐらいにふやした
らうということ、それから、審査会のほうでも、
定型的に審査の型のはまされたものがございま
すので、そういうものにつきましても、小委員会等
を設けて、そちらのほうで処理してらつて報告
されておらう、こういうふうな、いわば権限委
託みたいなかっこうで進めていくのと、まあ二通
りで早くこの滞貨を一掃してまいりたいという
ふうな考えでございます。

ちなみに、四十四年の四月末現在で受け付けて
おりますこの審査会関係へかかります不服申し立
ての件数が一万五千六百三十五件ございまして、
処理いたしましたのが一万五千四百十八件、この
不服申し立てに関する限りは、未処理は二百七十
七件ということに相なつておられます。こういうもの
をなるべく早くいま申し上げたような方法で滞貨
を一掃してまいりたい。

不服申し立てでなくて、この事実上の父母のよ
うに認定を受ける件数として出てまいっているも
のが約千三百件出ております。これが滞貨の大き

な比重になっておりますが、このままでまいりま
すと、二、三年かかるということになります。こ
れを、さつき申し上げましたような、回数をふ
やすなり、あるいは小委員会におろすなりして
まいりまして、一年以内ぐらには片づけてまい
たいというふうな考えをしておるわけでありませ
う。

○徳永正利君 まあいろいろ援護法というやつ
は、戦後の処理の問題で困難のあることも私ども
もよく承知しております。よく承知しております
が、対象になる人が傷痍者であるとかあるいは老
人であるとか、未亡人であるとかいうものたちで
ございませうから、どうかひとつそういうふうな
気持ちを、局長以下局の皆さん、うしろにいら
っしゃる局の皆さん方もひとつお持ちいただいて、一
日もこれは早く何とか国の手が届くようなぐ
らいに、ひとつ結論を出してやろうというふうな
気持ちで御処理をいただきますことを心からお願
い申し上げます。要望いたしました私の質問を終
ります。

たいへん長い間ありがとうございました。

○委員長(吉田忠三郎君) 他に御発言もなけれ
ば、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとど
めておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、社会保障制度等
に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○藤原道子君 本日は、終わるのが四時までとい
うことでございます。あまり時間がございませ
んで、ごくあらましのことをお伺いいたしまし
て後日に質問を残したい、かように考えておるわ
けでございます。

まず第一にお伺いしたいことは、血液行政
に対する基本的な方針、これを伺いたい。

三十九年の閣議決定は献血中心ということに
なつておりますことは御案内のとおり。したが
いまして、この基本方針と血液事業の現況につ
いてお伺いしたいと思ひます。

【委員長退席、理事大橋和孝君着席】

○政府委員(坂元員一郎君) 第一点の血液行政の基本的な考え方については、三十九年の閣議決定以来、献血運動というものを国家的な事業として推進してまいりました。それに必要なものも、その態勢の整備、それから実際の運用面についての改善、こういうものを逐次考えながら今日に至っているわけでございます。

お尋ねの、基本的な考え方というものがつきまわしては、今後といえども、われわれはこの基本的な閣議決定の線というものを大筋としては堅持していく、しかしながら、実際の運用面につきまわしては、まだまだ三十九年当時のいろいろな気持のつかない点、あるいは予想しなかった点が今後出てまいるかと思っております。特に、血液行政の行政分野におきましては、今後、そのようないろいろな技術的な再検討、そういうものが必要になってまいりますので、そういうことを今後基本線としてわれわれは進めてまいりたい、かように思っているわけでございます。

そこで第二のお尋ねの血液事業の現況でございますが、これは三十九年の閣議決定以来、逐次献血というものが国民的な支持を得まして、今日まで順調に進展を遂げてまいりました。ごく最近の実績によりますと、全国の保存血液の総製造量のうちで、献血の占める割合というものは大体九〇%を占めておられます。片一方、民間血液銀行等によっておられる預血といわれるものは、現在一〇%を割ってきているというふうな状況になっております。もう一つは、こういう献血事業というものを推進するための受け入れ態勢なり、国民に対する積極的なPRの方策あるいは献血の組織の育成、こういう点、あるいはまた血液の分画製剤等の研究開発、こういう面につきましては、まだまだ若干不十分な点がございます。特に最後に申し上げました血液分画製剤の研究開発という点については、まだまだ国として、また大いに力を尽くさなければならぬ点が多々ござ

いますので、今後はそういう点を重点的に配慮をしたいと思います、かように思っているわけでございます。

○藤原道子君 血液供給の調整と申しましようか、こういうことについて、いまのままでよろしいとお考えになっておられるのでしょうか。問題は、日赤が中心で、ほとんど日赤オンリーでやっていらっしゃる。九〇%を占めたというところは非常に喜ばしいことなわけです。ところが一方においては、日赤というイメージが戦争につながる、こういう警戒心が国民にあることも事実なんです。戦争のときには血液動員をきわめて容易ならしめることになった、こういうふうな、過去の戦争で、特にアメリカで経験されている等のごときもございまして、非常に警戒心がある。私どももこの点は十分注意しなければならぬと思っておりますが、こういう点についてどうですか。

また、日赤の献血の伸長のために、民間血液銀行はほとんど休業とか、廃業というふうになっておると思っております。私はしばしばこの委員会でお話しておりますが、ある時期には国がその方法をとられたのでございまして、民間血銀の果たしてきた役割りは評価しなければならぬ。最後にきてああいふ事件が起きました、これが責められていまの形になったわけです。ところが、その民間血銀で働いていた労働者なり技術者、これらの人が失業の危機にさらされる。今日幾多の問題が随所に起こっております。この技術者の養成というふうなことに政府はどのような努力を払われておられるのか。聞くところによると、アメリカあたりでは、この血液の技術者、医師及び専門技師の養成、確保のために十二万九千五百ドルも支出をして、その技師の養成のために努力をしておるといふようなことがデータにあらわれております。日本では、こうした大切な命を預る業務に對しまして、それに対する技師、技術者の養成にどういふふうな方法がとられておるか。民間でいまで働いてこられた優秀な技師も相当いると思っております。これらの人の活用はどのようにされてきた

か、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(坂元員一郎君) 血液の供給状況でございますが、これは現在献血制度を提唱いたしましてから、それ以前の状態と若干血液の採血量が減っておりますが、ちょうど昨年、四十三年におきましては、全国的に四十七万リットルぐらいまでできております。本年は、四十九万リットルから五十万リットルぐらいをおそらく目標とせざるを得ないと思っております。ただ、この量では、全国的に見ますと必ずしも十分な量ではないということとは、われわれも承知しております。したがって、やはり今後五十五万リットル前後の量を確保することが当面の最大の急務じゃなからうかと、かように考えているわけでございます。

そこで、現在の献血の経営主体というものは、閣議決定の線に出ておられますとおりでございますが、いま御指摘のように、日本赤十字社というものが大部分その役割りを担当しているという現実になっております。この日本赤十字社の実際やっております献血事業の運営につきましては、これまでもいろいろ問題点がございました。したがって、私どもも政府として、日赤をそういう面においていろいろ指導をしておきたいわけでございますが、率直に申しまして、現在の日本赤十字社の運営の方法等につきましても、いろいろ問題がございます。したがって、なお改善すべき点がたくさんございます。逐次そういう面について日赤当局とも話し合いをしながら、われわれは日赤の経営というものがやはり献血者の意図に沿うように、また一般の国民の方々の期待する方向に日本赤十字社の運営全体が急速になっていくように、そういうような配慮をいろいろしながら、日本赤十字社に対して今後指導監督をしたいと思います、かように思っております。

成、訓練を通じて採血業務に遺憾のないような、技術者というものの確保ができるように指導してきておりますが、なかなかこういう方面の専門技術者というものが確保が困難だということもございまして、いま仰せのように、民間血銀等における専門技術者というものを今後日赤の分野に十分活用と申しますか、そういう方々に日赤のほうに入ってきていただくということは、われわれもいたしましても賛成でございます。したがって、従来から、日赤当局にそういう基本線で民間血銀等における専門技術者というものを、日赤のほうでできる限り採用していただくという指導をしております。若干現在民間血銀のほうから入っていかれるところまでいまして、方向としましては、こういう分野の専門技術者というものがなかなか確保が困難だということでありまして、せつかくのそういう優秀な技術者というものが民間血銀等におられるならば、そういう方々にこの献血事業に協力していただくということは、われわれも大いに考えなければならぬ点だ、かように思っているわけでございます。

それから訓練の点につきましては、アメリカの例をお引きになりましたが、確かにアメリカ等とわが国との現状を比較しますと、非常にお粗末な養成訓練の状況になっております。年一回日本赤十字社等とタイアップしまして、現任訓練等の研修をやっておりますが、これもまだまだいろいろな点において不十分な点がございますので、今後さらに仰せのように、こういう訓練なり、研修というものを強化するように努力をいたさなければならぬと、私どももこういうふうに思っております。若干国の予算にも計上してございしますが、非常にお粗末な予算でございまして、そういう点も十分配慮をしたいと思います、かように思っております。

○藤原道子君 今度予算を要求していらつしやるというけれども、お粗末といつて、どのくらい要求しているのか。それからいまだん民間血銀

が休止、廃止の状況にありますので、その労働者が失業の不安というふうなものからされているというふうな実態でもありますが、これらに対しても何かお考えになっておられますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 国のほうで予算を考へておきますのは、非常にわずかな予算がその対策に入っております。したがって、明年度以降は、こういうふうにはなっていないけれども国民の期待にたえずに思っていますので、こういう面の経費等については、できる限り努力をいたしたい、かように思っております。

○藤原道子君 局長もお認めになりましたが、日赤のやっておりますことには幾多の問題点がある。ことに配給ルートの問題、非常に日赤は不親切だそうでございます。問い合わせでもなければ、ないというだけ。ところが民間でございませうと、自分のところではなければ、ほかをかけずり回ってでも病院からの要請にたえる、こういうことなんです。日赤はその点が非常に不親切だというふうなことで、まだまだ入り込めない病院があるわけです。こういうことの指導はもっとやられるべきだと思います。と同時に、日赤血液センターだけでなくて、つまり県単位とかあるのは広域血液供給センターですか、それから中央には血液の供給センターというように、中央一つ、広域一つ、県単位一つ、こういうことでやりましたならば、一方が足りなくてもあそこにある血液の型がないために、この間もO型が足りないで大騒ぎいたしましたね。こういうことの解決にもなるんじゃないか。きょう集めた血液をすぐそれが中央に報告ができるというふうな体制に持っていくべきである。これは日赤オンリーでなくて、県単位で始めたところも若干あるので、もしや、こういうことをお考えになっておいていただくか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 先ほど申しましたように、日赤の献血事業についての運営全般につきまして、非常に改善すべき点がある、考え直さなきゃならない点があるという事は事実でござ

います。われわれも、できる限りこれまでもそういう線で指導してまいったわけでございます。いま、たまたま不親切だというふうな表現のおことばがございましたが、私どももそういう面についてのいろいろな方面からのお話を承っておりますので、もう少しそういう日赤全体のものの考え方、血液事業全般についての運営の仕方等についてのやはり基本的な点が非常にまだ欠けているんじゃないかならうかという点を率直に考えておりますので、今後機会を見まして、逐次そういう点をできる限り早く直していくように敢て指導をいたしたいと思っております。

それから、第二点の血液のいわゆる広域的な供給センターというものについての御意見がございましたが、私どもこの点については全く同感でございます。従来からそういうような点を配慮しながら日赤等も広域的な供給センターという構想をはなはだ未熟ではございますが、全国的に網を張って運営をしておりますので、全国的にネットワークに分けて供給調整センターというものをそれぞれ設けて、中央のセンターが全国的なコントロールをやっているという一応の網の目は敷かれてはいるわけでございますが、まだまだこの機能が十分に発揮されておられません。したがって、今後こういうような機能が発揮されましますように、日赤の組織なり体制、それからまた機械化等も今後考えていくように現在案を練りつつある段階でございます。いずれにしても、こういう血液事業というものは県単位でなかなかうまくいかない、やはりもっと広い立場において全国的な立場において供給の調整をやっていくという事はもう当然必要でございますので、そういう基本線に沿いながら今後施策を逐次考えてまいりたい、かように思っております。

○藤原道子君 私は技術者の養成にしても、いろんな面にしても全部日赤へかぶせてしまつて、国家が知らぬ顔ではこれは進展しない。血液の重要性は申し上げるまでもない。その技術者の養成にしても、あるいは血液の単価等にいたしまして

も、当然国がもっと積極的に責任を負うべきじゃないか、予算を出すべきじゃないか。そして中央に血液研究所というふうなものも国がこれを持つことによつて指導ができる体制を立てなきゃいけない。政府が知らぬ顔して日赤だけ責めたつて日赤がかわいそうだ。国としてどういう用意があるか、それを聞かしていただきたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) 決してわれわれ政府当局が怠っているわけじゃございませんが、確かに力の不十分な点はこれまでございました。われわれとしまして、日赤当局にいろいろごまかひ指導をしながら、また国としてもやれる範囲の予算等も今日まで出してまいりました。けれども、今後、わたが国のいろいろな問題点を考えてみますと、非常に不十分な予算措置等がございますので、いま仰せのように、今後さらにまた努力をいたしたいと思っております。特にお話の出した血液研究所というふうなものを国のほうで設けたらというふうな御意見ございましたが、私どもも、これは数年前からそういうふうな考え方を持っております。実は本年度、四十四年度の予算に、これも非常に不完全な、まだ未熟なものでございますが、少なくとも構想の一端は四十四年度予算に血液関係のいろいろな研究をやる、特に当面問題になっております血液製剤、分画製剤の研究なり、冷凍血液等の研究をやるような研究施設というものを国立予防衛生研究所の中にことしにしまして、仰せのような血液専門の研究施設というものを今後拡大をしていきたい、かように思っております。

○藤原道子君 委員会ではとてもいい答弁をして、とつとつ昔から私言っている。それから国がもっと予算を出さなければだめだということも言っている。民間の技術者の起用という点についても最初の質問から私はこれをつけ加えているけれども一向進まない。局長、一時のがれでなし

に、ほんとうにやらなければいへんことになりまます。特にこれはお願いしておきます。それから、私は、この際血液行政機構の改革というのでしようか、保存血液については医務局の所管にしたらどうだ、それから血液製剤、これは薬務局の所管にして、こうして両方力を合わせ

てやっていたほうがいいと私は考えるのです。その点はいかがでございますか。最近でも、千葉医大の輸血のミスがございすね。四十日も生きていらつしたけれどもついになくなつてしまつた。かつては岡山で献血のときにプロカインですかを注射して、それで患者を死なした事件がある。こういう点で、私は、所管はこの際医務局と薬務局に分離すべきじゃないか、こういうふうにお考えですが、御所見を伺いたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) 私から御答弁申し上げたほうが適当かどうかはわかりませんが、現在私このほうで血液行政全般を所管しておりますので、私どものほうの考え方を申し上げさせていただきます。当初、三十九年に献血事業を本格的にやろうと

いうときに、実は、いま先生申されたようなことが当時の厚生省において議題になりました。今後血液事業というものを本格的に国の施策として推進する場合には、一体厚生省の内部機構としてどういふような機構が一番適当であるか、いまお話がございました医務局系統でやるべきか、薬務局系統でやるべきか、非常に当時の厚生省において議題になったわけでございますが、まあいろいろ討議の結果、やはり薬務局の系統でやるべきだということに相なって今日に至つたわけでございます。が、いま藤原先生申されました趣旨は、おそらくいままでの血液行政であれば、薬務局系統でやってもまあまあということかもしれせんが、今後の血液行政の進展状況等をいろいろ予測いたしますと、非常にむづかしい技術的な問題なり何なりがたたくさん出てくる可能性がある。したがって、そういうような点を配慮しながら、行政機構というものを考える場合は、どうしても薬務局系

統で所管することはいかかなものかと、おそろく
 こういうことをお考えの上で御質問があったのだ
 ろうと私は思っておりますが、確かに私どもも今
 後の血液行政というものを厚生省のどういう局で
 所管するかという場合に、一番問題になりますの
 は、今後血液行政というものを国としてどうい
 う方向に持っていくかとするのか、あるいはまたど
 ういうような問題が出てくる場合に、どうそれに
 対して今後受けとめていくべきかという、より高
 度の、高次の立場で血液行政というものを今後な
 がめる必要がある。したがって、そういうよう
 な観点から申し上げますならば、現在私どもの
 局でやっておりますと、どうしても血液というも
 のを物として見る、まあ、平たく申し上げませ
 と、いわゆる医薬品的な扱いをしておるわけで
 ございますが、こういうような基本的な考え方
 後の日本の血液行政というものがほんとうにい
 ものかどうかという点については、私ども部内
 におりましたも、いろいろ問題点を感じておりま
 す。したがって、この問題は、私ども所管を
 どういうかっこうで現在の組織上考えたほうが
 いかかという点につきましては、今後の血液行政
 というものの進展のぐあい、それからまた予想さ
 れる問題点、こういうような問題点を総合的に勘
 案いたしました、おそろく新しい立法というもの
 必要になってまいろうかと思っておりますが、そう
 いうことも含めまして、この行政機構問題は
 考えていくのが一番適当ではなからうかと、私
 どもはこういうふうにお考えしております。ご
 さい。

○政府委員(松尾正雄君) 基本的なたまたまの段
 階における考え方は、業務局長から申されたとお
 りだと思えます。私どもも、御指摘のようなお気
 持ちは十分わかるわけでございますが、いまひと
 つは、おそろく今後相当血液の製剤化と申しま
 すか、冷凍血液の話も出てまいりましたが、そ
 ういったものが相当進歩をしていくであろうと期
 待されるわけでございます。そういうふうなものは、
 したがって、やはりそういう系統で十分
 ひとついいものをつくる、こういう方向が妥当で
 ありう。ただ、私どものほうといたしまして、
 いま御指摘になりましたように、全く無関係では
 ございせん。当然それを使う立場あるいは実施
 上におけるいろいろの事故の問題、これは私ども
 十分責任をもって注意しなければならぬ問題で
 ございます。また、すでに献血という問題がいろ
 いろやられておるわけでございますが、この献血
 をもっと高めていくというためにも医療機関がう
 んと協力しなければならぬという立場はたくさ
 んあるかと思えます。身内に病院におる患者さ
 んを持つておられる方々、そういう家族の方々と
 いうものが一番身につまされて輸血のことは承知
 しておられると思えますが、日赤センター等の技
 術がいいかどうかは別といたしまして、そういう
 献血の中心となります機関と十分連絡をとって、
 単に配給を受けるというだけではなく、積極的に
 そういう献血をその回りに開発をするということ
 は、十分私どもの責任をもって協力すべきものだ
 と考えております。

○藤原道子君 血液は、申し上げるまでもなく、
 生命の一部でございますから、この採血にあたり
 ても、保存いたします場合にございしても、さら
 に輸血をいたします場合にございしても、さ
 らう点は医務局のほうが私ども適切であるという
 うに考えておるわけでございますが、今後十分協
 議をなさいます、分担を明らかにして、この献
 血運動、輸血問題が全きを期することができま
 すことを期待しております。

そこで、血液製剤の開発の問題でございます
 が、いま期限切れの血液を有効に使用しなければ
 ならぬところは、もう申し上げるまでもござい
 せん。ところが、病院で使う場合には二十一日以
 上経過したらだめなんです。いま大体五割から
 一〇%くらいが廃棄血になっていて、五割ぐら
 い——これは国際的に妥当な線だと思っております。
 そのくらの余裕がなければ輸血というものは円
 満にはまいりません。だから、それはいいんです
 けれども、この期限切れになった血液の処理の問
 題がここで問題になるわけです。いま厚生省が指
 示しているというふう聞いておりますけれども、
 も、血漿を分離して全部中央の日赤に集めてい
 る。そうすると、その間にロスが出るわけだ
 ね。私は、それよりも地方々々でもよりの、何と
 いいますか、製薬施設にこれを渡すことによ
 て、せつかく善意で献血いたしました血液がむだ
 にならないように措置されるのが妥当だと思いま
 すが、中央に集めなければならぬという理由は
 どこにあるんですか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 廃棄血の処理につ
 きましては、いろいろな問題点がございます。私
 ども、今日までこの廃棄血、いま五割というお話
 ございましたが、事実四・九程度の廃棄血が最近
 においては出ておるわけでございますが、これに
 つきましては、中央の日赤のほうに全国的に送
 しているというたえまえをとっておりますが、一
 部九州地区等については若干現地の民間血縁等
 に渡しておりますが、たまたまとしましては、確
 かに仰せのとおりやっております。その間いろいろ
 なロスあるいは非能率的な運営等がなされること
 は確かに事実でございますので、私どもも、今日ま
 ではやはりこの廃棄血の処理というものは、そう
 いうような基本線でまいてきておりますが、今後
 うような基本線でもまいてきておりますが、今後
 献血による採血量等が増えてまいりますと、当然
 この廃棄血の量というやつもまたふえてまいり
 ます。しかもそれを処理する能力というものが現在日赤
 等についてみますると非常に不十分である。そう
 いうような事実関係を勘案いたしましたときに、
 やはりこの廃棄血の処理につきましては、やはり
 もう少し実情に合った、また献血者の意図を無視
 しないような方法というふうなものを明確に出
 しまして、廃棄血の処理方針というふうなものを確
 立する必要がありますということを考えているわけ
 でございます。したがって、いまそういうよう
 な線でご考え方をまとめつつありますが、確かに現
 状の行き方というものは、いろいろ問題点がござ
 いますので、改善をする必要があるということ
 は、私どもも認めざるを得ないわけでございま
 す。今後できる限り早く、この日赤の中央に集め
 るような方式が一番いいかどうか、そういうこと
 も含めまして、この廃棄血の処理方針というもの
 を確立していきたい、かように考えておりま
 す。

○藤原道子君 先進国では、一滴の血もむだに
 してはならない、こういうことで非常に熱心に取り
 組んでおる。胎盤の血さえもしぼりとって、これ
 を製剤に回すというふうなことにして、いろいろ
 くふうをしていらっしやるようでございます。ア
 メリカや、西欧ばかりではなくて、モスクワで
 は、御案内のように、血液研究所のローゼンベル
 ク博士ですか、この人たちが非常に熱心にこの点
 については研究を続けておいでになって、そうい
 う方法にしておる、こういうふうになってござい
 ます。ところが、日本では、この間も業者に渡され
 ました日赤の血液が半数以上製剤に役立たない、
 腐敗してしまつて製剤に役立たない結果を来たし
 たというふうになっておる。私、なぜ日赤があつ
 たため置かなければならぬか、そこに問題があ
 ると思つて、私は、より有効にという点から勘案
 したしまして、アメリカでも、ドイツでも、スウェ
 ーデンでもあるいはフランスでも、ほとんど期限切
 れになったものは時を移さず業者者に製剤を委託
 して、そうしてできたものをまた国のほうで提供
 しておるというふうなやり方だというふうになつ
 ているんです。ところが、日本ではその点に對し
 てたいへんおくれであるんじゃないか、こういう
 ふうにお考えますので、この点の今後の方針。それ
 から九州の業者にお渡しになったとおっしゃいま
 すが、そこでは何種類ぐらゐの製剤をしておいで
 にならぬか、これも一つお伺いしたい。それから
 う一つ、私はこの前決算委員会とかで取り上
 げましたときに、ある業者が血液からプラスマと
 いう化粧品をつくり、また乾燥血漿を海外へずい
 ぶん出して、これはけしからぬじゃないかと
 いうことを申し上げました。それに対して、化粧
 品に使うことはやめさせました、海外へは出さな
 いことを決定いたしました、こういう答弁をいた

いうことを考えると、そこにいくふうあってしかるべきではなからうか、こう思うんです。それでやっぱりにここにある私のデータから見ますと、ドイツではベリングウェルケというのですか、製薬会社、これに出している。スウェーデンではカピ、あるいはアメリカではカッター、アボット、シャープ・エンド・ドームというような三つの会社にそれぞれ渡して、より優秀な製剤を、そしてそれを國が受け入れるという方法をとっている。ところが、ひとり日本の赤十字は、もう献血してもらうものは、おらのものだという考え方がかかえ込んでいるから、せつかくの国民の善意がむだになる。これは私は何とかしてほしいと思うのですが、この点については、もう一度御答弁を伺いたい。むだにしないように、全部生かしてしまいたい。しかも、胎盤等も利用しているようだけれども、二割以上は入れられないでしたよ、性質が落ちるから。だから、原料がなければ幾ら分画製剤をと言ってみたところでできないはずなんです。だから、あるものをむだにしない、より有効に生かす、こういうことはいかがでございますか。

それから、もう時間がございせんが、このころ、何と申すのですが、赤血球分離何とかというのをやっていますね。赤血球を遠心器にかけて、とった直後にそれを生理食塩水にまけて本人に返す。そうするとあれ二、三日で貧血だの、なおるんだそうですね。そうして赤血球以外のものを製剤に回して、より有効に生かしておるというようなやり方がやられておると聞きますが、日本では、その方法はこういうふうになっておるのですか。

○政府委員(坂元一郎君) 廃棄血と言われるものを、できる限り有効活用するということについての考え方は、もうだれしも御異存がないことは、先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、諸外国等の事例を見ましても、この点については、日本よりも非常に格段と進んでおります。これは、日本の血液事情というもの、こころずか四、五年の間に、今日まで来たという

ことと、外国等においては、それよりはるかに以前からこういう問題についての基礎的な研究なり、体制ができていたということによる相違でございますが、いずれにしても、わが國の血液分画製剤等についての技術というものは、技術力というものが非常に外国と比べましたら貧弱であるというふうなことでございます。われわれとしましては、今後こういう分野を血液行政の最重要点として取り上げていきたいということ、先ほど予防衛生研究所の中にそういう研究部門を設けたというようなことを申し上げたわけでございます。確かにこういう点は、仰せのように、今後本腰を入れてまいらなければならぬということを考えているわけでございます。そこで、たとえば五割の廃棄血、これを全部有効活用するということは、これは実際問題として非常に無理でございます。外国等においても一割なり、二割はやはり廃棄される。残りの三割くらいはものが血液製剤の製造原料になるというふうに使われておりますので、五割の廃棄血を一〇〇%完全に活用するということは、非常に現在の技術からいいますと困難かと思っておりますが、少なくともわれわれの考え方としては、そのような考え方で廃棄血をできる限り有効活用するという基本線では、今後は考えてまいりたいと思っております。おっしゃったように、全血というものをより、それぞれ血液に含まれている成分というものを着目して、その相手の症状なり状態に応じて血球部門なり、血漿部門というものを有効活用するということが今後の新しい血液行政のあり方でありまして、そういう点も配慮しながら、この技術力のレベルアップと、水準向上という点について今後考えてまいりたいと思っております。

それから最後に、血球返還採血と言われているものについてのお尋ねがございましたが、確かに血球の血漿というものを分離いたしましたして、血球を供血者のほうに還元すると、そして血漿部分だけを採用するというほうが非常に理論的な方法、非常に合理的な方法ということでアメリカ等にお

いて行なわれております。この方法は非常にいろいろな点において利点があるかと思っております。わが國の学界等においてもこういうことが非常に最近学者等において検討、研究をされてきております。したがって、わが國においても一、二のメーカーが現在こういうふうなことを研究しております。試験的に、私どもとしましては、そういう試験的な段階というものを進まして、その結果これがどのような利点と、どのようなまたマイナス面を持つかというふうなことをいろいろ勘案して、最終的な態度をきめなければいかぬと思っております。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕
いずれにしましても、この問題は、現在少なくとも医療行為、行為という形で行なわれておりますので、そこらあたりの法律制度的な検討というものが今後考えなければならぬわけでございます。そういう全般的な問題、技術的にこの問題がどういふ利点とマイナス面を持つかというところから法律制度的にどういふふうなことを考えていくべきかと、そういう問題を総合的に考えまして、現在一、二のメーカーでやっている結果等を見まして厚生省としての態度をきめたい。かように思っているわけでありませぬ。

○藤原道子君 私当委員会から製薬会社を視察したことがございました。そのときにも、たいした設備が要るし、これは技術はたいへんだなとみんなど話し合ったわけでございますが、そこで大臣、お聞きのとおりでございます。血液というのは生命の一部です。それが売血等の騒ぎで献血中心ということに關議決定になった。その後、國はほとんど予算を出してないのです。献血技術、技術者の養成、これらに対しても、あまり日赤にやれやれと言つても、日赤だけではだめなんです。それから血液は献血であるのに、いろいろな費用を取られておる。こういうものに対しても、國がもっと予算を出すべきであると、私は考える。それから、このごろは、世界的に生の血を輸血するより、血液製剤のほうが出血がとまらな

いとか、あるいはお産のあとの出血、あるいは何かとかいうようなものに対して、それぞれの薬が開発されておまして、今日ではむしろ分画製剤、この方向へ研究がいまやもう実行に移りつつある段階です。ところが、日本は、政府がわりあいに冷淡なんです。ですから、これに対する予算がほとんどできておりません。日赤中心でございますと、どうしても官僚的になる。それは配給ルートにおいて非常に冷たいのです。こういうことも一つの壁になっております。そこで、先ほど来、私が局長にお尋ねしておりますのは、もつとこの献血問題に國が責任を持って金を出すべきではないか、國の責任で血液研究所のようなものをつくって、そこでもっと真剣に研究してほしいということ。

それからもう一つは、日赤が廃棄血、まあ二十一日以上たつた血を抱き込んでためておくのですね、それがむだになっておる。半分以上くさっちゃって役に立たなくなつてから業者に渡した業者だつて困る。そういうことのごいませぬようにひとつ処置してほしい。國がもっと金を出すべきだということをいま主張しているわけなんです。

それから、PRが足りない。きょう時間がございせんからあらためてまた伺う予定でございますが、PRが足りない。アメリカの話が局長からもしばしば出ておりますが、アメリカでは結局、保健省ですか、まあ厚生省のようなところと、それから血銀とが共催で、パネル方式による宣伝を各所でやっている。國が乗り出して國の手で宣伝計画をやっている、金を出して技術者の養成をしているというふうなときに、世界各国がこうしているのに、日本はおくれたからおくれております。済みませんね。おかれておれば、もつと追いつくべき努力をお願いしたい、してほしいのです。

さらに、製剤と、人の命を救う採血であり、輸血でございますから、これを分離して、製剤は薬務局へ、その他は医務局で責任を持ってやってほ

しいということがきよの私の質問の主たる要点でございます。大臣のお考えをお聞かせ願いたい。

○国務大臣(斎藤昇君) 先ほどから藤原委員のまことに御造詣の深いお話を承っておりまして、感銘をいたしております。ことに、血液は生命の一部である、まことに御名言であると、かように考えます。御意見の次第を十分にかみしめまして、ひとつできるだけ全力を尽くしたい、かように考えます。

○藤原道子君 ぜひ技術者の養成にね、もう微々たる要求らしいので恥ずかしくて局長は答えられない。若干の要求はしづらいのですけれども、そんなことではだめでございますから、ひとつ勇気を持って予算獲得のために御努力をお願いしたいと思います。ですが、いかがでございますか、もう一ぺん。

○国務大臣(斎藤昇君) 予算につきましては、ひとつ大いに勇気を持って努力したいと思いが、何とぞひとつ御援助、御協力をお願いしたいと思います。

○藤原道子君 本日はこの程度で……。ありがとうございます。

○委員長(吉田忠三郎君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にして、本日はこれにて散会をいたします。

午後四時四分散会

六月十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月二十五日)
一、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

六月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、療術の新規開業制度に関する請願(第五五七九号)(第五九九一号)
一、国民年金等の改善に関する請願(第五五八〇号)
一、特殊法人の賃金決定に関する自主交渉権の

回復等に関する請願(第五五八一号)(第五五六号)

一、医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反対等に関する請願(第五六〇一号)(第五七二二号)(第五八九四号)(第五九三三三号)
一、日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(第五六〇二二号)(第五六四六号)(第五七七三三三号)(第五七八四号)(第五七八五号)(第五八九五五号)(第五九三三九号)(第五九三三三三号)

一、ソ連長期抑留者処遇に関する請願(第五六〇三三三号)
一、失業保険法の改悪反対に関する請願(第五六一七号)

一、日雇労働者健康保険の改善に関する請願(第五六一八号)

一、むちうち症の療術治療に関する請願(第五七四八号)(第五七七〇号)(第五七七一号)(第五七七二二号)(第五七七三三三号)(第五七七四四号)(第五七七五五五号)(第五七七六六六号)(第五七七七七七号)(第五七八五七号)(第五八五八八号)(第五八九九号)(第五八六〇号)(第五八六一二二号)(第五八六二二二号)(第五八六三三三号)(第五八六四四号)(第五八六五五号)(第五八六六六号)(第五八六七七号)(第五八八八八号)(第五八九〇四号)(第五九〇五五号)(第五九〇六六号)(第五九〇七七号)(第五九〇八八号)(第五九〇九九号)(第五九一〇〇号)(第五九一〇一三三号)(第五九一〇二四四号)(第五九一〇三五五号)(第五九一〇六六六号)(第五九一〇七七七号)(第五九一〇八八八号)(第五九一九九九号)(第五九二〇〇〇号)
一、優生保護法改正に関する請願(第五七六九号)
一、出産費の国庫負担に関する請願(第五七七九号)(第五八八九七号)
一、種痘後脳炎等の犠牲者に対する国の医療損害補償に関する請願(第五七八〇号)
一、健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(第五七八一

号)
一、失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険法等の改悪反対に関する請願(第五八八七四号)(第五八九六六号)(第五九九三三三号)(第五九九四四号)
一、失業保険法の改正反対に関する請願(第五八九三三三三号)

第五五七九号 昭和四十四年五月三十日受理
療術の新規開業制度に関する請願
請願者 福岡県筑後市山の井二二六 塚本親雄
紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第五九九一号 昭和四十四年六月五日受理
療術の新規開業制度に関する請願
請願者 鹿児島県垂水市旭町七三 浜島虎二
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第五五八〇号 昭和四十四年五月三十日受理
国民年金等の改善に関する請願(五十七通)
請願者 福岡県鞍手郡若宮町平八一五 安藤正次外二万五百四名
紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第五五八一号 昭和四十四年五月三十日受理
特殊法人の賃金決定に関する自主交渉権の回復等に関する請願
請願者 神奈川県川崎市幸町二ノ一二三 後藤幸一外千九名
紹介議員 野坂 参三君 春日 正二君 河田 賢治君 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五六一六号 昭和四十四年五月三十一日受理

特殊法人の賃金決定に関する自主交渉権の回復等に関する請願
請願者 熊本県菊池郡西合志町黒石 井上栄外七百九十六名
紹介議員 須藤 五郎君 渡辺 武君 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五六〇一号 昭和四十四年五月三十日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪市住吉区我孫子西一ノ四七 山本慎吾外十九名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二四八三号と同じである。

第五七八二号 昭和四十四年六月三日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪市住吉区我孫子町五ノ二四二 青木衛外十九名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二四八三号と同じである。

第五八九四号 昭和四十四年六月四日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪市東住吉区湯里町二ノ一四ノ七 菅田定幸外十九名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二四八三号と同じである。

第五九三三三三号 昭和四十四年六月五日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反対等に関する請願(二通)
請願者 兵庫県尼崎市水堂字成井五五〇 橋本啓子外十九名
紹介議員 中沢伊登子君

第五六一六号 昭和四十四年五月三十一日受理

この請願の趣旨は、第二四八三号と同じである。

第五六〇二号 昭和四十四年五月三十日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区東田町一ノ二二 小林勇三外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第五六四六号 昭和四十四年六月二日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都町田市森野二ノ三ノ三 角井清外五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第五七八三号 昭和四十四年六月三日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都町田市中町二ノ二ノ一 重高俊雄外十名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第五七八四号 昭和四十四年六月三日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区上荻四ノ一三ノ一〇 両角勝男外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第五七八五号 昭和四十四年六月三日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(八通)

請願者 東京都江東区枝川一ノ一三ノ七 伊藤新次郎外七名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第五八九五号 昭和四十四年六月四日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区梅里二ノ三四ノ四 横倉隆雄外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第五九三九号 昭和四十四年六月五日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)

請願者 東京都墨田区東向島二ノ一七ノ一 八 中村六郎次外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第五六〇三号 昭和四十四年五月三十日受理

ソ連長期留滞者処遇に関する請願(三通)

請願者 長野県飯田市桜町二ノ二六 勝又 勇外二名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第五六一七号 昭和四十四年五月三十一日受理

失業保険法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区栗田谷四八 吉田 信吾外九百八十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四六四二号と同じである。

第五六二八号 昭和四十四年五月三十一日受理

日雇労働者健康保険の改善に関する請願

請願者 秋田市高陽幸町秋田県技能連合会 内 中村民蔵

紹介議員 沢田 政治君

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の

審議にあたり、左記事項の表現を図らねたい。

一、国庫負担を大幅に増額し、制度を安定させること。

二、改正法案では、保険料日額を、一級三十円、二級六十円、三級九十円にそれぞれ大幅に引き上げることにしているが、これを取りやめ、被保険者の負担を増大させないこと。

三、療養給付期間の制限を撤廃すること。

四、傷病手当金の支給期間を最低九十日に延長すること。同時に給付待期間を撤廃すること。

五、出産手当金の支給期間を最低四十二日に延長すること。

六、埋葬料を被保険者二万円、配偶者及び家族一万円にそれぞれ増額すること。

七、特別療養費の現行五割給付を、被保険者については十割給付に引き上げること。

八、被保険者が労働に服さず療養をする場合、被扶養者は受給資格がなくなるので、受給できるような措置を講ずること。

九、擬制組合を、法にもとづく適用事業所とすること。

理由

日雇労働者健康保険は、昭和二十八年に法制定以来、数次にわたり改正が行なわれてきたが、他の医療保険と比較して、その給付内容はきわめて劣悪である。今国会に日雇労働者健康保険法の一部改正案が提出されているが、その内容は保険財政の赤字対策を第一義とし、保険料の大幅引上げを主たる目的にしたものである。就労状態や生活が不安定な日雇労働者にとつて、保険料負担の急激な増大は、その負担能力からいって、生活をいぢるしく困難におとし入れる。こんにち、日雇労働者の労働環境、社会環境は悪化しており、公害をはじめとする健康破壊は日増しに高まりつつあり、これに伴い日雇労働者の疾病率は増大している。日雇労働者健康保険の給付内容の改善は急務である。

第五七四八号 昭和四十四年六月三日受理

むちうち症の療養治療に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一三ノ三 三 小川寿一

紹介議員 小林 武君

交通事故等によるむちうち症の治療に關し、療養治療で効果のあるものについては、労災保険及び自動車損害賠償責任保険により療養費の全額を支払うよう措置されたい。また、効果ある治療を行なう療養業者の養成を図るとともに、当面、患者の希望を聞くなどして、療養の効果審査する機関を設けて既存の業者の中から労災、自賠法の適用者を選定されたい。

理由

一、むちうち症の完全な治療法はまだ確立されていないが、手技、電気、光線、温熱、刺激などの療養治療によつて多くの患者が救われており、受療の希望者が増加している。

二、療養治療には健康保険の適用はごく一部を除いてなされておらず、労災保険は一部を除いて一般に適用されていない。また、自賠責保険は大部分適用されているが、まだ一部に徹底を欠いているところがある。

三、労災及び自賠責保険はともに加害者に課せられた責任保険であるため健保に比べて広範囲の療養を給付の対象として認めているのであるが、この範囲を更に拡大すべきである。

第五七七〇号 昭和四十四年六月三日受理

むちうち症の療養治療に関する請願

請願者 東京都北多摩郡大和町一、三〇〇 中美文二郎

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五七七一号 昭和四十四年六月三日受理

むちうち症の療養治療に関する請願

請願者 東京都品川区南大井五ノ八ノ三 植村武夫

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第二十四号 昭和四十四年六月十七日【参議院】

一五

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五七七二号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ四ノ八
伊吹すえの

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五七七三号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都目黒区中町一ノ二五ノ一二
小安初枝

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五七七四号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一三ノ
四 吉田勉

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五七七五号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一三ノ
一二 浅野幸子

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五七七六号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一三ノ
三 森初子

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五七七七号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一三ノ
三 森初子

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八五八号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願(二通)
請願者 東京都北多摩郡清瀬町旭ヶ丘五ノ
七ノ一〇六 栢植鬼一外一名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八五七号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都品川区南品川五ノ一四ノ一
七 堤新吉

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八五八号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願(二通)
請願者 東京都北多摩郡清瀬町旭ヶ丘五ノ
七ノ一〇六 栢植鬼一外一名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六〇号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一七ノ
一七 青山祐幸

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八五九号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都大田区糀谷四ノ三二 山
崎棟男

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六一号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一七ノ
一七 青山祐幸

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六二号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一五ノ
五 塩田きく江

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六三号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都練馬区下石神井一ノ二九九
中村方 高坂忠昭

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六四号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区池尻三ノ二五ノ一
七 菅きみ子

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六五号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 千葉県幕張町六ノ二八〇 富張勝
三

紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六六号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台三ノ一二 村
上由治

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六七号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 埼玉県加須市土手二ノ二二ノ一六
山田啓子

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五八六八号 昭和四十四年六月三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都目黒区中町一ノ二五ノ一二
小西たけの

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九〇四号 昭和四十四年六月四日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区池尻三ノ二五ノ一
七 菅きみ子

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九〇五号 昭和四十四年六月四日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都大田区久ヶ原五ノ五ノ三
海東広次

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九〇六号 昭和四十四年六月四日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都世田谷区池尻三ノ二五ノ一
七 菅政雄

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九〇七号 昭和四十四年六月四日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都新宿区諏訪町七九今村方
後藤八重子

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九三三号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都目黒区中町一ノ二五ノ一二
小安みつ子

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六〇号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 埼玉県浦和市南浦和三ノ四一ノ二
六ノ一〇一 佐藤憲正

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六一号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都台東区谷中二ノ一ノ一八
山根正元

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六二号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都中央区月島三ノ一四ノ一二
糸定雄

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六三号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原五ノ四九ノ九
水生哲雄

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六四号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小岩三ノ一六ノ
三 金森礼子

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六五号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都台東区上野五ノ八ノ八 鞍
橋春二

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六六号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小岩三ノ一六ノ
三 金森久

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六七号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧町二一〇ノ一七
松倉幸子

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六八号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧町二一〇ノ一七
松倉健

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九六九号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願(三通)

請願者 東京都世田谷区砧町二一〇ノ一七
宮下喜代子外二名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九七〇号 昭和四十四年六月五日受理
むちうち症の療術治療に関する請願

請願者 東京都目黒区中町一ノ二五ノ一二
小安祥允

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第五九七九号 昭和四十四年六月三日受理
優生保護法改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区広尾三ノ五ノ三三優
生保護法改廃期成同盟内 三浦岱

紹介議員 山下 春江君

優生保護法を改正し、人工妊娠中絶を抑制するよ
う配慮されたい。

理由

人工妊娠中絶を抑制するためには、もちろん社会
福祉対策も必要ではあるが、「優生保護法」が現
行のままに放置されているかぎりには、その福祉対
策もざるの中に水を注ぐ徒勞に終わるおそれがあ
る。ただ、中絶がかくまでまん延し社会生活の中
に根をおろしてしまつた今日、中絶を真に効果的
に抑制できるように「優生保護法の改正」は容易
なことではなく、反対も予想されるが、さりとて
われわれには、この自然の秩序にさからい、人道
にもとるこの罪惡を、このままで見すごすことは
許されない。

第五七七九号 昭和四十四年六月三日受理
出産費の国庫負担に関する請願(三十二通)

請願者 東京都足立区千住龍田町一五ノ六
増田秀子外三百二十三名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五三三〇号と同じである。

第五八九七号 昭和四十四年六月四日受理
出産費の国庫負担に関する請願

請願者 岡山市上伊福一、六三九 鬼丸弘
行外七百三十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五三三〇号と同じである。

第五七八〇号 昭和四十四年六月三日受理
種痘後脳炎等の犠牲者に対する國の医療・損害補
償に関する請願

請願者 東京都大田区東雪ヶ谷五ノ三四ノ
一 志貫一郎外二十五名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第四〇三七号と同じである。

第五七八一号 昭和四十四年六月三日受理
健保特別法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 東京都町田市本町田三三〇 後藤
章外三名

理由

理由

理由

理由

理由

理由

理由

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五八八七号 昭和四十四年六月三日受理

失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険法等の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県館山市香二二六 白石貴外 二百二十一名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四九五四号と同じである。

第五八九六号 昭和四十四年六月四日受理

失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険法等の改悪反対に関する請願(二通)

請願者 千葉県習志野市新栄一ノ七ノ七 遠藤昭外三百一十一名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四九五四号と同じである。

第五九九三号 昭和四十四年六月五日受理

失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険法等の改悪反対に関する請願

請願者 山梨県塩山市竹森一、一九四 水上保平外百七十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四九五四号と同じである。

第五九九四号 昭和四十四年六月五日受理

失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険法等の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県成田市不動ヶ岡一、九八〇 高橋道子外六十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四九五四号と同じである。

第五八九三号 昭和四十四年六月四日受理

失業保険法の改正反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市連島町連島四、二三 五 大熊高之

紹介議員 秋山 長造君

政府が、第五十八回国会で廃案となつた失業保険法の一部改正法案をさらに改悪して今国会に提出したことは、国会の権威をも無視したやり方であり、また、左記の理由からも同法案には絶対反対であるから、十分調査のうえ、廃案とされた。

理由

一、現在出かせぎ労働等によりきわめてみじめな状態にある季節労働者を失業保険からしめだすため、受給資格要件を改悪して、これまでの既得権をはく奪し、さらに悲惨な状態におとしめようとしている。

二、失業保険金(現在は賃金の六割支給)のみでは生活できないので、他に収入を得ざるをえないのが実情だが、このような場合でも不正受給であるとして、支払わられた保険金を返還することになつていたので、さらに、同額の追徴金を課せようとしている。(他の社会保障制度においてもこのような制度はない。)

三、政府は、事情のいかんによらず使用者の都合により短期離職者を多くだした使用者に対して、保険料の二倍の特別保険料を課せようとしているが、これは全く実情に合わず、労働者に任意退職を強制する結果をもたらす。

四、政府、労働者は、労働者等から納入された保険料を国庫で負担すべき雇用対策のための費用に流用し、保険金の給付率の引上げを拒否している。また、保険給付に対する国庫負担を約四十億円も減らすための措置を行なつてい

第二十一号中正誤

ハ 段行 誤

ニ 対する

三 五でが

対する
ですが

第二十二号中正誤

ハ 段行 誤

セ 一のよな

一 看護婦を

三 一 所遇

ニ 一 ベッド数

一 末 待遇、

のよな
看護婦の
処遇
ベッド数、
待遇

第七部

社会労働委員会会議録第二十四号

昭和四十四年六月十七日

【参議院】

昭和四十四年六月二十五日印刷

昭和四十四年六月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局